相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例（平成２４年相模原市条例第８８号。以下「条例」という。）第１２条第５項の規定に基づき、省エネルギー設備及び再生可能エネルギー利用設備を導入する中小規模事業者に対し、中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和４５年相模原市規則第２３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）中小規模事業者　条例第１１条に規定する事業者をいう。

（２）補助対象設備　地球温暖化の防止に資する未使用の省エネルギー設備及び再生可能エネルギー利用設備のうち、事業の用にのみ供する設備であって、別表１に掲げるものをいう。

（３）省エネルギー診断　エネルギーの使用状況や建築物の調査・分析に基づき、エネルギーの使用の合理化に資する措置を明らかにすることをいう。

（補助事業者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、中小規模事業者であって次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（１）市税に滞納がないこと

（２）条例第１２条第１項の規定に基づく地球温暖化対策計画書を市長へ提出していること

（３）この要綱による補助金の交付を６回以上受けていないこと

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

（１）相模原市暴力団排除条例（平成２３年相模原市条例第３１号。以下「暴力団排除条例」という。）第２条第３号に規定する暴力団員

（２）暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団

（３）法人又は団体にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者が

あるもの

（４）政治活動、宗教活動を目的とした団体

（５）法令及び公序良俗に反する事業を営む団体

３　市長は、必要に応じ、補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)が前項各号のいずれかに該当するか否かについて、神奈川県警察本部に対して確認を行うことができる。この場合において、当該確認のために個人情報を神奈川県警本部に提供するときは、本人の同意を得なければならない。

(補助対象事業)

第４条　規則第２条第２号に規定する補助事業等は、この要綱において、市内に所在する事業所へ補助対象設備を導入する事業（以下、「補助事業」）であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（１）地球温暖化対策計画書に基づき補助対象設備を導入する事業であること。

（２）省エネルギー診断において提案された又は導入の効果が認められた補助対象設備を導入する事業であること。なお、省エネルギー診断は、補助金の交付を申請する年度を含む３箇年度以内に実施されたものに限る。

（３）補助対象経費の総額から国又は地方公共団体及びその他の団体からの補助金、寄附金その他の収入の額を控除した額が３０万円以上の事業であること。

（４）補助事業に関し、本市の他の補助金を受けていないこと又は受ける予定が無いこと。

（５）補助対象設備を導入する事業所が自己の所有でない場合は、書面により所有者から導入の承諾を受けていること。

２　前項各号によるものの他、別表１に掲げる省エネルギー設備の補助事業の実施にあっては、補助事業の前後のエネルギー使用量の削減効果が、発熱量換算で２５ＧＪ以上となるものを対象とする。

３　前項に該当しない場合において、補助事業の実施が、地球温暖化対策計画書における「基準年度エネルギー使用量（発熱量換算）」の５％以上の削減効果を見込むものについては、補助対象とする。

(補助対象経費)

第５条　補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業を実施するために必要な経費であって、別表２に掲げるものとする。

２　前項の経費においては、次の各号のとおりとする。

（１）国又は地方公共団体及びその他の団体からの補助金、寄附金その他の収入がある場合は、これを補助対象経費から控除する。
（２）消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除く。

（補助金の額及び補助率）

第６条　補助金の額は、予算の範囲内において、前条の規定により算定した額の３分の１以内の額とし、１００万円を上限とする。

２　前項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第７条　規則第４条第１項の規定による補助金等交付申請書及び同項第１号から第３号に定める書類の様式は、次の各号に定める。

（１）補助金等交付申請書（第１号様式）
（２）補助事業計画書（第２号様式）
（３）収支予算書（第３号様式）
（４）補助金等概要調書（第４号様式）

２　規則第４条第１項第５号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

（１）暴力団又は暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書（第５号様式）並びに申請者が法人の場合は役員等氏名一覧表（第６号様式）
（２）申請者が法人にあっては登記事項証明書又は告示事項証明書、個人にあっては個人営業証明書若しくは住民票の写し
（３）市民税及び固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税証明書、もしくは未納の税額がない証明書
（４）補助事業に係る工事及び金額の内訳が確認できる見積書等の写し
（５）補助事業により導入する設備の仕様等が分かる書類
（６）補助事業により導入する設備の設置予定場所の現況写真及び設備の配置予定図
（７）太陽光発電設備にあっては設備図面等
（８）市へ提出した地球温暖化対策計画書の写し
（９）省エネルギー診断の結果を示す書類の写し
（１０）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

３　規則第４条第１項の規定による交付申請は、別に定める期間に行わなければならない。

４　規則第４条第１項第４号に規定する書類の提出は、同条第２項の規定により、これを要しない。

（施工業者の選定）

第８条　申請者は、補助対象設備について、可能な限り市内で生産されたものを選択するとともに、工事の施工に関しては、可能な限り市内事業者を選定するよう努めなければならない。

（交付の決定）

第９条　規則第５条第２項の規定による決定は、補助金等交付決定通知書（第７号様式）によるものとする。

（申請の取下げ）

第１０条　規則第７条第１項の規定による市長の定める期日は、補助金の交付決定を知った日から１４日以内とする。

（計画変更の承認等）

第１１条　規則第１０条第１項各号に定める申請は、補助事業計画変更（中止・廃止）申請書（第８号様式）によるものとする。

２　規則第１０条第２項の規定による市長への報告は、完成の予定日から起算して３０日以内に完成する場合にあっては、これを要しない。

３　規則第１０条第４項の規定による通知は、補助金等交付決定変更（取消）通知書（第９号様式）によるものとする。

４　補助事業計画の変更に伴う補助金交付決定額の増額は、これを認めない。

（実績報告）

第１２条　規則第１４条第１項の規定による補助事業等実績報告書は、補助事業実績報告書（第１０号様式）によるものとする。また、同条第１項第１号及び第２号に規定する様式は、次の各号に定める。

（１）収支決算書（第１１号様式）

（２）補助事業等実績調書（第１２号様式）

２　規則第１４条第１項第３号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

（１）補助対象経費の支払いを証する書類の写し

（２）補助事業に係る工事請負契約書の写し
（３）補助事業により導入した設備の設置状態が確認できる写真及び設備の配置図
（４）設備図面等
（５）太陽電池モジュールの出力対比表
（６）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
３　前項第４号及び第５号の規定による書類は、太陽光発電設備を導入した場合に限る。
４　規則第１４条第１項の規定による報告は、補助事業が完了した日から３０日以内又は補助事業を行う年度の２月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。
（補助金等の額の確定等）
第１３条　市長は、規則第１５条の規定による補助金等の額の確定を、補助金等の額確定通知書(第１３号様式)により通知するものとする。
（補助金の請求）
第１４条　規則第１８条第１項の規定による補助金等交付請求書は、第１４号様式によるものとのする。
２　規則第１８条第１項第３号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。
（１）第１１条第３項の規定による承認を受けた場合にあっては、補助金等交付決定変更（取消)通知書の写し
（２）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（財産の処分の制限）
第１５条　規則第２８条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和４０年大蔵省令第１５号)で定める期間とする。
２　補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、補助事業により取得した設備等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
３　市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産処分等により収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
（効果の把握）

第１６条　市長は、補助事業者に対して、補助事業の実施による事業効果を把握するために必要な事項について、報告を求めることができる。

（公表）

第１７条　市長は、前条の規定により補助事業者から報告のあった内容その他補助事業の実施に関する事項について、必要に応じて公表することができる。

（協力）

第１８条　補助事業者は、補助事業による成果の発表その他市長が必要と認める事項について、協力を行うものとする。

（委任）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２５年５月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。ただし、令和３年度及び令和４年度に提出された「地球温暖化対策計画書」に基づき実施計画とされている補助事業についても、第４条第２項の規定を適用する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表１　補助対象設備

省エネルギー設備	
	高効率空調設備(既存設備を更新する場合であって、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく当該設備の判断基準に適合する設備(以下「グリーン購入法調達基準に適合した設備」という。)もしくはエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく当該設備の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準を満たす設備(以下「トップランナー基準を達成した設備」という。)又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。)
	高効率照明設備(既存設備を更新する場合であって、グリーン購入法調達基準に適合した設備もしくはトップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。)
	高効率給湯設備(既存設備を更新する場合であって、グリーン購入法調達基準に適合した設備もしくはトップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。)
	高効率ボイラー設備(既存設備を更新するものに限る。)
	業務用冷凍冷蔵設備（ショーケースを含む）（既存設備を更新するもので、トップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。)
	交流電動機（圧縮機・送風機・ポンプ単体）（既存設備を更新するもので、トップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。)
	変圧器（既存設備を更新するもので、トップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。)
	ガスコージェネレーションシステム

	エネルギー管理システム
	建築物断熱工事（建築物外皮による空調負荷の低減に資するもので、採用する建材にグリーン購入法調達基準に適合した設備もしくはトップランナー基準対象設備がある場合は、これと同等以上の性能を有すると認められる設備に限る。）
再生可能エネルギー利用設備	
	太陽光発電設備（自家消費型、もしくは余剰売電を行う設備で、自立運転能力があるものに限る。）
	蓄電池 通常時 ・太陽光発電設備と併せて導入する場合であって当該設備と連係し、太陽光発電設備で発電された電力の全部又は一部を蓄電システムへ充電できること。 ・蓄電システムに充電した電力を、補助対象設備を設置した施設へ給電できること。 停電時（自立運転時） ・操作を行うことなく（自動切替えで）、再生可能エネルギー発電設備で発電された電力の全部又は一部を蓄電システムへ充電できること。 ・操作を行うことなく（自動切換えで）、蓄電システムに充電した電力を、補助対象設備を設置した施設へ給電できること。
	太陽熱利用設備
	その他の再生可能エネルギー利用設備（発生したエネルギーを自家消費することを目的として導入する場合に限る。）

別表２　補助対象経費

経費の区分	内容
設計費	補助対象事業の実施に必要な設計に要する経費（自己によるものは除く。）
設備費	補助対象事業の実施に必要な機械装置・建築資材等の購入等に要する経費（自己によるものは除く。また、当該事業に係る土地の取

	得及び賃借料を除く。）
工事費	補助対象事業の実施に必要な据付等の工事に要する経費（自己によるものは除く。また、既存設備の廃棄処分に係る経費を除く。）
諸経費	補助対象事業の実施に直接必要な経費及び間接工事費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）（自己によるものは除く。）